

## フィジーの法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

### I はじめに

フィジー共和国（英語では「Republic of Fiji」）は、南太平洋のメラネシアに位置し、約 330 の島々からなる共和制の島嶼国である。国土の面積は、約 1 万 8,000 平方キロメートルであり、日本の四国と同程度の大きさである。首都はスバ、通貨はフィジー・ドルである。公用語は英語、フィジー語及びヒンディー語である。人口は、約 90 万人であり、日本の北九州市と同程度である。民族構成は、フィジー系が約 6 割、インド系が約 4 割となっており、インド系の多さが特徴的である<sup>2</sup>。

1643 年にオランダ人のタスマンがヨーロッパ人として初めてフィジーに到達したが、ヨーロッパ人が本格的にフィジーに進出し始めたのは、19 世紀になってからであった。1871 年に首長ザコンバウが部族間の戦闘を勝ち抜き統一国家を樹立したが、支配権維持が困難となり、英国に主権移譲を請願した結果、1874 年に英国の植民地となった。宗主国たる英国はフィジーの植民地政策を推し進めるにあたり、フィジー系先住民（iTaukei）の保護に重点を置いたことから、サトウキビのプランテーションにおける労働力が不足した。そこで英国は、多数のインド人を契約労働者としてフィジーに移住させることにより、労働力不足を解消させた。1970 年に、フィジーは英連邦内の立憲君主国として独立するとともに、国連に加盟した。フィジー系先住民とインド系移民の対立は次第に激化していった。1987 年の総選挙でインド系が支持する政党が勝利すると、フィジー系の陸軍中佐がクーデターを起こし、共和国の成立及び英連邦からの離脱を宣言し、フィジー系住民優位の 1990 年憲法を公布した。その後、民族融和のためインド系住民の政治的権利を拡大する 1997 年改正憲法が公布され、フィジーは英連邦に復帰した。1999 年の総選挙の結果、チョードリーが初のインド系首相に就任したが、2000 年にはフィジー系武装集団がチョードリー首相らを入質にとって国会議事堂を占拠したことから、戒厳令が発令され、フィジー系の暫定政権が成立した。2006 年には再度、クーデターが発生し、バイニマラマ国軍司令官が暫定首相に就任した<sup>3</sup>。2009 年には、控訴裁判所（裁判官 3 名は全員オーストラリア人）が大統領によ

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 本稿におけるフィジーの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022 年版』（二宮書店、2022 年）472～473 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）245 頁等を参照した。

<sup>3</sup> 2006 年のクーデター以降、オーストラリア政府は、フィジーの軍事政権に対し、さまざま

るバイニマラマ暫定首相任命等を違法と判断したのに対し、大統領は、憲法の廃止、全裁判官の罷免、出版・放送の自由の制限を含む緊急事態令を發布した。その結果、フィジーは、英連邦及び太平洋諸島フォーラム（PIF：Pacific Islands Forum）<sup>4</sup>から資格停止処分を受けたが、2013年に新憲法が公布され、2014年の総選挙により民政に復帰したことから、英連邦及び太平洋諸島フォーラムの資格停止処分は解除された（ちなみに、2014年の総選挙の結果、バイニマラマ首相は再任された）。

フィジーの主な産業は、観光業、農林水産業及び衣料品加工業である。農産物では、さとうきび、水産物では、マグロの産出量が多い。また、ミネラルウォーターの生産量も多い。日本からフィジーへの輸出品目の第1位は自動車、日本のフィジーからの輸入品目の第1位はウッドチップ（紙パルプの原料）である。フィジーは、現在でも、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。とくにオーストラリアから多額の援助を受けているが、最近では中国からの援助も増加している<sup>5</sup>。

フィジーの法制度は、英国法<sup>6</sup>の影響を強く受けており、いわゆる判例法主義の法体系を採用している。フィジーの法源としては、①憲法、②法律及び下位法令、③慣習法、④コモン・ロー及びエクイティがある。

## II 憲法

まな制裁措置を課してきた。しかしながら、オーストラリアの制裁措置は、フィジーの民政復帰を促す効果を全く有しなかったばかりか、オーストラリアとフィジーの関係を悪化させた。このようなフィジーのオーストラリア離れの傾向は、かえって「中国とフィジーの関係強化」という結果を生み出した（畝川憲之著「岐路に立つオーストラリアの対島嶼国外交」（『アジア研ワールド・トレンド No.244』（アジア経済研究所、2016年）所収）20～23頁）。

[https://ir.ide.go.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=39657&item\\_no=1&page\\_id=39&block\\_id=158](https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=39657&item_no=1&page_id=39&block_id=158)

<sup>4</sup> 太平洋諸島フォーラムの事務局は、フィジーの首都スバに置かれている。

<sup>5</sup> 日本におけるマスコミ報道等においては、「中国脅威論」が過度に強調される傾向がある。しかし、欧米先進国からの投資は、汚職防止・貧困対策・環境規制等の厳格な条件が付されるため、太平洋島嶼国にとっては利用が困難であるのに対し、中国からの投資には、そのような条件は付されないため、太平洋島嶼国にとって利用しやすく、太平洋島嶼国から歓迎されている。また、太平洋島嶼国は、中国と欧米先進国を天秤にかけて、より有利な条件を引き出すというように、したたかな外交戦術をとることが多い。「中国脅威論」のみを一方的に主張するだけでは、現実を見失うおそれがある。太平洋島嶼国の地域秩序の構築は、太平洋島嶼国自身の手委ねられているというべきであろう。詳しくは、タルチシウス・カブタウラカ著「竜にえさをやる ―オセアニアにおける中国と天然資源開発―」（『アジア研ワールド・トレンド No.244』（アジア経済研究所、2016年）所収）44～48頁）。を参照されたい。

[https://ir.ide.go.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=39663&item\\_no=1&page\\_id=39&block\\_id=158](https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=39663&item_no=1&page_id=39&block_id=158)

<sup>6</sup> 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

## 1 総説

フィジーの2013年憲法は、1970年のフィジー独立後、4つ目の憲法である。前述したとおり、フィジーでは、独立後、クーデターが繰り返し発生してきたが、クーデターをきっかけとして、新憲法が制定されてきた。クーデターの背景には、フィジー系とインド系の民族対立があった。そこで、2013年憲法は、クーデターを防止し、民族融和を図るべく、いくつかの工夫をしている。第1に、「この憲法に定めのない他の方法によって政府を設立しようとするいかなる試みも違法であり、そのような試みによってなされた全ての行為は無効であり何らの効力も有せず、そのような憲法を超えた試みの中でなされた行為の実行者に合法的に免責を認めることはできない」（2条6項）という規定を置いた。第2に、フィジーの市民権を有する者は全て「フィジー人」（Fijian）であると規定して（5条1項）、民族による分裂を回避しようとしている。第3に、従前、フィジーでは、民族別選挙制が採用され、民族別選挙人登録名簿が作成されてきたのに対し、2013年憲法は、フィジー全土を一つの選挙区とする非拘束式比例代表制を採用するとともに、単一の国民共通選挙人登録名簿を作成することとした<sup>7</sup>。

全174条からなるフィジー憲法の体系は、表1のとおりである<sup>8</sup>。

表1：フィジー憲法の体系（附則を除く）<sup>9</sup>

前文		
第1章 国家		第1条～第5条
第2章 権利章典		第6条～第45条
第3章 議会	第A部 立法権	第46条～第51条
	第B部 構成	第52条～第74条
	第C部 諸制度及び公職	第75条～第80条
第4章 行政	第A部 大統領	第81条～第89条
	第B部 内閣	第90条～第96条
第5章 司法	第A部 裁判所及び裁判官	第97条～第113条
	第B部 司法の独立性及び	第114条～第122条

<sup>7</sup> 東裕著「クーデター後のフィジーの民主化過程」（『アジア研ワールド・トレンド No.244』（アジア経済研究所、2016年）所収）12～15頁）。

[https://ir.ide.go.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=39655&item\\_no=1&page\\_id=39&block\\_id=158](https://ir.ide.go.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=39655&item_no=1&page_id=39&block_id=158)

<sup>8</sup> フィジー憲法（英文）は、下記リンク先に掲載されている。

<http://www.pacii.org/fj/Fiji-Constitution-English-2013.pdf>

<sup>9</sup> 表1の作成にあたっては、東裕著「フィジー2013年憲法の成立と特徴 ―政府草案からの修正点を中心に―」等を参照した。

<https://pia.or.jp/143-%E3%83%95%E3%82%A3%E3%82%B8%E3%83%BC2013%E5%B9%B4%E6%86%B2%E6%B3%95%E3%81%AE%E6%88%90%E7%AB%8B%E3%81%A8%E7%89%B9%E5%BE%B4>

	法律機関	
第 6 章 国家業務	第 A 部 公務	第 123 条～第 128 条
	第 B 部 訓練された部隊	第 129 条～第 131 条
	第 C 部 憲法公職委員会	第 132 条～第 133 条
	第 D 部 公職に関する一般規定	第 134 条～第 138 条
第 7 章 歳入及び歳出		第 139 条～第 148 条
第 8 章 説明責任	第 A 部 行為規範	第 149 条
	第 B 部 情報の自由	第 150 条
	第 C 部 監査総監	第 151 条～第 152 条
	第 D 部 フィジー準備銀行	第 153 条
第 9 章 緊急権		第 154 条
第 10 章 免責		第 155 条～第 158 条
第 11 章 憲法の改正		第 159 条～第 161 条
第 12 章 施行、解釈、廃止及び経過	第 A 部 略称及び施行	第 162 条
	第 B 部 解釈	第 163 条
	第 C 部 廃止	第 164 条
	第 D 部 経過	第 165 条～第 174 条

## 2 統治機構

### (1) 議会

フィジーの議会は、以前は二院制であったが、2013 年憲法により、一院制に変更された。議員の定数は 50 議席、議員の任期は 4 年である。フィジー全土を一つの選挙区とする非拘束名簿式比例代表制を採っている<sup>10</sup>。政党又は無所属の候補者は、投票総数の 5%以上を獲得しない限り、議会の議席を得る資格を有しない。

議会は、立法権を有する。議会の議事は、議会の議員ではない議長によって執り行われる。法案が議会で出席議員の過半数の賛成により可決されたときは、議長はこれを大統領に提出し、同意を求めなければならない。大統領は、法案を受領した日から 7 日以内に、同意を与えなければならない。大統領が期間内に同意しなかった場合、期間満了時に同意したものとみなされる。法案が同意された後 7 日以内に、当該法案は官報にて公告される。

大統領は、内閣の助言に基づき、議会を解散することができる。また、議会は、自ら早期の解散決議を採択することができる。内閣には、議会の解散権は無い。

<sup>10</sup> [https://pic.or.jp/country\\_information/4810/](https://pic.or.jp/country_information/4810/)

## (2) 行政

フィジーの大統領は、国家元首であり、軍の最高司令官でもある。国の行政権は、大統領に属する。大統領がその権限及び行政権を行使するにあたっては、内閣又は閣僚等の助言に基づいて行動しなければならない。大統領は、議会において、首相及び野党党首がそれぞれ候補者 1 名を指名し、議員による投票で選出される<sup>11</sup>。大統領の任期は 3 年であり、再任は 1 回に限られる。大統領が何らかの理由で職務を遂行できない又は空席となった場合、大統領の職務は、「最高裁判所長官」が行うものとされていることは特徴的である。

フィジーでは、議院内閣制が採られている。内閣は、政府の意思決定機関であり、政府の長である首相が議長を務める。首相及びその他の閣僚で構成される。首相及びその他の閣僚は、その権限の行使について、議会に対し、連帯して責任を負う。首相及びその他の閣僚は、議会の議員でなければならない。議会で過半数の議席を有する政党を率いる者が首相となる。首相は、不信任決議案が可決されたときは、解職となる。

## (3) 司法

フィジーの裁判所としては、最高裁判所 (Supreme Court)、控訴裁判所 (Court of Appeal)、高等裁判所 (High Court)、治安判事裁判所 (Magistrate's Court) 等がある。裁判所は、議会及び行政府からの独立性が認められている。裁判官の資格要件として、フィジー又は法律で定められた外国での 15 年以上 (治安判事の場合は 10 年以上) の実務経験等が要求されているが、フィジー国籍は要求されていない。

最高裁判所は、民事事件及び刑事事件の終審裁判所である。最高裁判所は、控訴裁判所からの上訴事件を管轄するほか、憲法問題を含む最終的な決定を行う。大統領は、内閣の助言に基づき、憲法問題につき、最高裁判所に意見を求めることができる。

控訴裁判所は、高等裁判所からの控訴事件を管轄する。控訴事件の審理及び判決は、原則として、3 名の裁判官により行われるが、一部の事件は 2 名の裁判官により行うことができる。

高等裁判所は、民事事件及び刑事事件一般を広く管轄するほか、治安判事裁判所等からの上訴事件を管轄する。

治安判事裁判所は、一定金額以下の交通事故民事事件、一定金額以下の契約・不法行為に係る民事事件、一定金額以下の賃料の賃貸借に係る民事事件、土地への不法侵入・回復に係る民事事件、人身保護 (habeas corpus) 請求、後見人・親権者の選任及び一定の類型の刑事事件を管轄する。

## 3 人権

フィジー憲法は、「第 2 章 権利章典」において、多数かつ詳細な人権規定を置いている。日本国憲法で保障されているような基本的人権の多くは、フィジー憲法においても保障さ

<sup>11</sup> [https://pic.or.jp/country\\_information/4810/](https://pic.or.jp/country_information/4810/)

れているといえる。

フィジー憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

①土地・鉱物に関する原住民の権利保護に関する規定が置かれている。まず、28条では、フィジー原住民、ロツマ人及びバナバ人の土地の慣習的保有者の所有権が保障され、それぞれの土地は、公用収用による場合を除き、売買、贈与、又は交換によっても、永久に譲渡されてはならないと規定されている。また、29条では、2013年憲法の施行以前に存在していた土地の所有権及び賃借権は、契約による場合を除き、終了されることのない権利が保障されるとともに、全ての自由保有地は、国への売却又は公用収用による以外、そのまま存続するものとされている。さらに、30条では、地下又は水面下の全ての鉱物は国の所有に属するが、いずれの土地の所有者（慣習的保有地であるか自由保有地であるかを問わない）又はいずれの登録された慣習的漁業権の保有者も、国に支払われる鉱区使用料その他の金銭についての公平な配分権が保障されるものとされている。これらの各規定は、単に伝統的な原住民の権利・利益を保護する規定と考えるべきではなく、伝統的慣習保有地の利用を促進し、そこから得られる利益を公平に分配し、ひいては伝統的経済社会の構造改革を目指すものである<sup>12</sup>。

②言論・表現・出版の自由（17条）、集会の自由（18条）、信教・良心・思想の自由（22条）、プライバシー権（24条）、情報アクセス権（25条）、環境権（40条）等について、「必要な限度において」制限することが認められている。

③教育を受ける権利（31条）、勤労権と正当な最低賃金（33条）、交通手段を合理的に利用する権利（34条）、住居と衛生の権利（35条）、十分な食料と水を得る権利（36条）、社会保障制度を利用する権利（37条）、健康への権利（38条）等の社会権も規定されている。これらの権利については、「国は、当該権利を漸進的に実現するため、利用可能な資源の範囲内で合理的な措置を講じなければならない」とされるとともに、「国が当該権利を実施するための資源を有していないと主張する場合には、国は、その資源を有していないことを示す責任を負う」と規定されている。

④子どもの権利について、明文で規定されている（41条）。

⑤障害者の権利について、明文で規定されている（42条）。

⑥国家緊急事態における人権制限は、厳格な要件の下に認められる（43条、154条）。

⑦人権保護請求について、明文で規定されている（44条）。人権保護請求とは、不法に憲法上の人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されている者（その者が拘禁されている場合に限られない）が、高等裁判所に対し、その救済を求めて保護請求を行うことである。

⑧「人権・反差別委員会」について規定されている（45条）。憲法上の人権を侵害されるおそれがあり又は既に侵害されていると考える者は、誰でも、人権・反差別委員会に対し、苦情の申出を行うことができる。

<sup>12</sup> 前掲「フィジー2013年憲法の成立と特徴 ―政府草案からの修正点を中心に―」。

### Ⅲ 民法

フィジーには、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い。フィジーの私法制度は、基本的には、慣習法及び判例法によって形成されている。また、ある特定の事項について規律する成文法も制定されており、例えば、「Land Sales Act」がある。憲法にも、前述したとおり、土地・鉱物に関する原住民の権利保護に関する規定がある（28条～30条）。

フィジーにおける土地には、①フィジー系先住民の共有地（iTaukei land）（約89%）、②国有地（約4%）<sup>13</sup>、③自由保有地（約6%）<sup>14</sup>がある。フィジー系先住民の各地域における一つの集落は、一族（Mataqali）がいくつか集まって形成されている。集落の一部に共有地があるのではなく、集落全体が共有地となっており、その中に、宅地、耕作地、放牧地、林地等が存在している。複数の Mataqali 間の境界線は、尾根筋や川筋であることが多いが、曖昧であることが多い<sup>15</sup>。このようなフィジー系先住民の共有地は、売買、譲渡、抵当権設定等の処分を行うことができない<sup>16</sup>。

Mataqali 外の者が共有地を利用するための方法としては、「iTaukei Land Trust Board」（TLTB）という共有地信託委員会に借地申請書を提出するという方法がある。TLTB の管理の下で、申請者と Mataqali の契約交渉、境界線の調査・確認等が行われる。借地権が成立すると、TLTB は借地権証明書を発行する。TLTB は、借地料の10%を手数料として受領する。残りの90%は、Mataqali に支払われた後、そのメンバーに分配される<sup>17</sup>。

### Ⅳ 会社法

外国企業がフィジーに投資しようとする場合、まず、フィジー投資局（Investment FIJI, IF）に申請して、外国投資登録許可証を取得しなければならない。外国投資登録許可証を取得した外国企業は、投資の申請において特定した事業のみを行うことができる<sup>18</sup>。

フィジーに投資する外国企業は、駐在員事務所又は支店を開設するか、現地法人を設立することになる。駐在員事務所及び支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有するフィジー法人である。

<sup>13</sup> 国有地のリースは、国土局を通じて行われる。リース期間は最長99年間であり、5年ごとにリース料が見直される（『フィジー共和国の投資環境調査』（石油天然ガス・金属鉱物資源機構、2020年）80頁）。

<sup>14</sup> 外国企業が自由保有地を購入しようとする場合、「Land Sales Act」に基づき、国土・鉱物資源大臣の事前承認を得る必要がある（前掲『フィジー共和国の投資環境調査』80頁）。

<sup>15</sup> [https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/h30/H30report\\_eu\\_9.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/h30/H30report_eu_9.pdf)

<sup>16</sup> <https://www.otago.ac.nz/law/research/journals/otago041735.pdf>

<sup>17</sup> [https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/h30/H30report\\_eu\\_9.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/h30/H30report_eu_9.pdf)

<sup>18</sup> 前掲『フィジー共和国の投資環境調査』92～93頁。

外国企業がフィジーに現地法人を設立する場合、「有限責任株式会社」(Company Limited by Shares)の形態が一般的に利用される。有限責任株式会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額(出資額)に限定される。株式は無額面株式のみである。定款に授權資本を定める必要は無い。有限責任株式会社にも、「公開会社」と「非公開会社」の2種類があるが、実際には、将来の上場を見込んでいような場合を除き、事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続が比較的簡単な「非公開会社」が選択されることが多い。「公開会社」の場合、株主数は1名以上で上限は無いが、取締役3名以上(うちフィジー居住者2名以上)及び秘書役1名以上を置く必要がある。「非公開会社」の場合、株主数は1~50名であるほか、取締役1名以上(うちフィジー居住者1名以上)を置く必要がある。会社名については、「公開会社」の場合、「Limited Public Company」、「Limited」又は「Ltd」、「非公開会社」の場合、「Limited Private Company」、「Pte Limited」又は「Pte Ltd」という文言を付しなければならない<sup>19</sup>。

## V 民事訴訟法

### 1 訴訟

フィジーにおける民事訴訟手続の概要(治安判事裁判所の場合)は、以下のとおりである<sup>20</sup>。

- ①民事訴訟は、召喚状(Writ of Summons)によって開始される。召喚状の送達を受けた当事者は裁判所に出頭する必要がある。原告は、召喚状が被告に送達されたことを証明するため、民事登記所に送達宣誓供述書を提出する必要がある。
- ②被告が裁判所に出頭しない場合、原告の請求に従った判決が下される可能性がある。但し、治安判事の判断により留保されることがある。
- ③被告は、原告の請求を認めず争う場合、民事登記所に抗弁通知書(Notice of Intention to Defend)を提出する必要がある。被告が抗弁通知書を提出した場合、必要に応じて、答弁書と反対意見を提出する時間が与えられる。また、原告には、これらへの回答書を提出する時間が与えられる。
- ④両当事者が書類を提出した後、裁判所は、独自の判断で、裁判を迅速に行うために、弁論前会議を開催し、又は合意された事実及び争点を決定するよう命じる。その後、聴聞の日程が設定され、両当事者はそれぞれ自己の主張を裏付ける証拠を提出する。
- ⑤訴訟手続の当事者は、審理期日における証人の出席を強制する召喚状を発行することにより、証人を法廷に呼び出すことができる。召喚状は、聴聞日の7日前までに送達されなければならない。

<sup>19</sup> <http://gggi.org/site/assets/uploads/2019/04/GGGI-Guide-to-Green-Entrepreneurship-in-Fiji-Chapter-6-Setting-up-a-Business-in-Fiji-1.pdf>

<sup>20</sup> <https://judiciary.gov.fj/courts/magistrates-court/civil/>



⑥治安判事により、判決が下される。

⑦治安判事裁判所の判決に対して控訴しようとする当事者は、判決が下された日から 7 日以内に控訴状を提出し、他の全ての当事者に送達しなければならない。

## 2 仲裁

フィジーは「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）を批准しており、1965年には「仲裁法」、2017年には「国際仲裁法」を制定した。「国際仲裁法」は、1985年の「国際商事仲裁に関する UNCITRAL モデル法」に基づき、また、2006年に採択された修正を加えた、国際仲裁のための包括的な法的枠組みである。「国際仲裁法」には、国際商事仲裁における国際的なベストプラクティスも取り入れており、オーストラリアの国際仲裁法、香港の仲裁条例、日本の仲裁法から採用された条項も含まれている<sup>21</sup>。

## VI 刑事法

フィジーの刑事法としては、2009年犯罪法、2009年刑事訴訟法、2009年量刑・刑罰法、2009年家庭内暴力法等がある。

全ての刑事事件は、罪状の重さにかかわらず、治安判事裁判所に提訴される。治安判事は、10年以下の懲役又は15,000フィジー・ドル以下の罰金を科することができる。1つの裁判において2つ以上の犯罪の有罪判決を受けた者に対し、連続した刑を科することができるが、いかなる場合にも、犯罪者に14年を超える懲役を科することはできない<sup>22</sup>。

殺人罪、反逆罪、過失致死罪、大量虐殺罪、人道に対する罪、強姦罪、加重強盗罪等の重大犯罪事件については、高等裁判所でのみ裁かれる。これらの重大犯罪事件が治安判事裁判所に提訴された後、高等裁判所に移送される。高等裁判所での刑事裁判は、裁判官が2～5名の参審員（Assessors）の補助の下に行く。参審員は陪審員のような役割を果たすが、被告人が有罪か無罪かを最終的に判断するのは裁判官である<sup>23</sup>。

フィジーでは、2002年改正刑法により、刑法典に規定された通常犯罪に対する死刑を廃止し、軍事犯罪に対してのみ死刑を残していた（ちなみに、フィジーにおける最後の死刑執行は、1964年であった）。2015年には、フィジー共和国軍（改正）法により、死刑に関する規定が削除され、完全な死刑廃止国となった<sup>24</sup>。

フィジーの刑務所は、過剰拘禁の状態にあり（例えば、1,920名の収用能力のある刑務所に、2,550名を収容していた）、衛生状態と医療が不十分であるとの米国国務省による指摘

<sup>21</sup> <https://events.development.asia/system/files/materials/2019/03/201903-international-arbitration-fiji-perspective.pdf>

<sup>22</sup> <https://judiciary.gov.fj/courts/magistrates-court/civil/>

<sup>23</sup> <https://judiciary.gov.fj/courts/high-court/criminal/>

<sup>24</sup> 永田憲史著「オセアニアにおける死刑」（『関西大学法学論集 67 巻 3 号』（関西大学法学会、2017年）所収）33、36～37頁。

がある<sup>25</sup>。

## VII おわりに

以上、フィジーの法制度の概要を紹介したが、フィジー法については、日本語の文献・論文等の情報が少ないのが現状である。英国法の強い影響を受けつつ、伝統的な慣習法が重視されているという特徴を有するフィジー法には、とっつきにくい面があることは否定できない。

しかし、フィジーの公用語の一つは英語であるため、フィジー法に関する英語の情報は比較的多い。また、フィジーは、太平洋諸島フォーラムの事務局が置かれている等、地政学的に南太平洋地域において重要な位置を占めている。このようなフィジーの重要性に鑑みると、フィジーの法制度の動向について注目していく必要性は高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.7』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第5回 フィジー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

<sup>25</sup> <https://www.state.gov/reports/2021-country-reports-on-human-rights-practices/fiji/>